

宜野湾市監査委員告示第5号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により実施した定期監査の結果について、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

令和4年6月3日

宜野湾市監査委員 宮 城 豊 信

宜野湾市監査委員 呉 屋 等

1 監査の期間

令和4年4月13日から令和4年5月31日まで

2 監査の対象

企画部 ・ 企画政策課 ・ 秘書広報課 ・ 財政課
基地政策部 ・ まち未来課 ・ 基地渉外課

3 監査の範囲

財務に関する事務の執行

- ・ 令和2年度契約関係文書（債務負担行為による契約については、令和2年度で終了となるものを含む。）
- ・ 補助金関係文書
- ・ 備品等

4 監査の結果について

今回の定期監査については、契約事務を重点に実施した。一連の事務については、おおむね適正に執行されている。